

# ショートステイ予約システム開発業務 仕様書

## 1 趣旨

愛知県医療療育総合センター(以下「甲」という。)では、ショートステイ予約の「職員の業務負担削減と利用者の利便性向上」のため、2025年度 AICHIXTECH の枠組みの中で「ショートステイ予約システム」のプロトタイプを開発し、実証実験を通して有効性を確認した。

本委託業務では、実証実験の結果を踏まえ、ショートステイ予約システムの本格導入に向けたシステムの開発を行う。

## 2 契約期間

契約締結の日から2027年3月31日まで

## 3 業務内容

「別紙 ショートステイ予約システム仕様書」によるショートステイ予約システムの開発及び導入支援、利用者用及び管理者用マニュアルの作成並びに導入後の運用支援(以下「本業務」という。)を行う。また、サーバ及びライセンス等の調達・導入・維持・保守など、システム稼働に必要な事項は契約業者(以下「乙」という。)が行うこと。

契約期間中は進捗状況及び今後の進め方等を甲に逐次報告するほか、原則として甲と月1回以上の定期的な打合せを行うものとする。打合せの場所は、原則甲とし、オンラインによることも可能とする。

## 4 成果物

成果物は以下のとおりとする。

- ① ショートステイ予約システム
- ② 利用者用マニュアル(印刷物250部、データ)
- ③ 管理者用マニュアル(冊子20部、データ)

## 5 スケジュール

- ・試行運用開始時期 2027年9月1日(火)
- ・本格導入時期 2027年11月2日(月)

## 6 完了報告及び支払

乙は、業務の報告を含む本業務が完了した時、業務完了報告書をもって作業の完了を届け出ること。

甲は、業務完了報告書を審査完了した後、請求書を収受して、代金を一括で支払うものとする。

## 7 権利の帰属等

### (1) 目的物の著作権

ア 乙が目的物の著作権者である場合、当該目的物に関する著作権はその創作と同時に甲に移転する。但し、本業務の開始前から乙が有する汎用プログラムについては、乙に保留される。

また、甲が乙から著作権の移転を受けたものに対して、乙は著作者人格権を行使または主張しない。

イ 前項により著作権が乙から甲に移転する場合、著作権法第27条(翻訳権、翻案権等)および第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利も甲に移転し乙に留保されないものとする。

ウ 第三者が著作権を有する目的物については、乙は乙の責任において甲の使用または販売に支障がないよう甲に当該権利を移転し、またはその使用の許諾を受けさせるものとする。

### (2) 産業財産権

業務委託に関連して乙がなした発明、考案、意匠の創作にかかる特許権、実用新案権、意匠権(これらの登録を受ける権利を含む。以下産業財産権と言う)は甲乙共有とし、出願手続きは甲が行い、産業財産権の出願、維持、管理に必要な費用は甲乙均等に負担するものとする。

### (3) 権利義務の譲渡

甲および乙は、文書による相手方の承諾を得ない限り契約により生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡したり、または担保に供したりしてはならない。

## 8 留意事項

- (1) 契約締結後、速やかに制作スケジュールを提出し、甲の承認を得ること。
- (2) 本仕様書はプロポーザル用であり、契約先候補者とは、内容を協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。
- (3) 本業務の実施に当たっては、事前に甲と十分に協議を行うこと。また、契約期間中は、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置くこと。
- (4) 業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、乙が負担すること。(サーバ証明書の取得等甲が行うべきものの経費を除く。)
- (5) 本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。また、本業務に係る人件費については、本業務への従事であることを明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合、甲に協力すること。
- (7) 本業務の履行に当たっては、契約書及び本仕様書を遵守し、指揮管理を徹底して、甲に損害

を生じせしめないよう留意すること。

- (8) 乙は本業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を甲の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (9) 乙は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (10) 契約書及び本仕様書に明記されていない事項については、乙は甲と協議し、その指示に従うこと。また、本業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合にあっても同様とする。
- (11) 本業務の実施途中で問題、事故等が発生した場合については、直ちに甲へ連絡・協議するとともに、乙の責任において解決を図ること。